

# 公共事業再評価調査

整理番号 H23-27

担当部課名	県土整備部 港湾空港課	電話番号	017-734-9676
		E-MAIL	kowan@pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	<input type="radio"/> 未着工 <input type="radio"/> 長期継続 ( 年) <input checked="" type="radio"/> 再評価後 (5 年) <input type="radio"/> その他 ( )
---------	---

## 1 事業概要

事業種別	港湾事業		事業主体	<input checked="" type="radio"/> 県 <input type="radio"/> 市町村 <input type="radio"/> その他 ( )				
事業名	尻屋岬港地域再生基盤強化事業 防波堤(東)、防波堤(西)		地区名等	尻屋岬港 第二ふ頭地区	市町村名	東通村		
事業方法	<input type="radio"/> 国庫補助 <input checked="" type="radio"/> 交付金 <input type="radio"/> 県単独 財源・負担区分		<input checked="" type="radio"/> 国 40 % <input checked="" type="radio"/> 県 47.5 % <input checked="" type="radio"/> 市町村 12.5 % <input type="radio"/> その他 %					
採択年度	平成 4 年度 (用地着手 平成 年度 / 工事着手 平成 6 年度)							
終了予定年度	平成 27 年度 (平成 23 年 3 月工期変更 (再評価時 平成 33 年度))							
事業目的	尻屋岬港は、昭和26年に避難港に指定されており、背後にセメント工場や石灰石採掘企業が立地しているため、セメント・石灰石の搬出やセメント製造の熱源量となる石炭・コークス等の搬入に利用されている。 平成6年には船舶の大型化や石灰石等の輸入増加に対応すべく新たな5千トン級(水深-7.5m)岸壁を供用開始し効率的な取り扱いが可能となったところであるが、港内静穏度及び避泊可能水域が十分確保されていないことから、当該防波堤を整備している。							
主な内容	区 分		再評価時	再々評価時	増 減			
	防波堤(東)		200 m	200 m	0 m			
	防波堤(西)		220 m	220 m	0 m			
事業費	○再評価時総事業費 5,540 百万円 (単位:百万円)							
		～20年度	21年度	22年度	23年度	小 計	24年度～	合 計
	計 画					① 3,204	641	3,845
	(うち用地費)	( )	( )	( )	( )	② ( 0 )	( )	( 0 )
実 績	2,786	130	150	143	③ 3,209	636	⑤ 3,845	
(うち用地費)	( )	( )	( )	( )	④ ( 0 )	( )	⑥ ( 0 )	
事業費減の理由 (事業精査及びケーソン製作の効率化の結果、事業期間の短縮【再評価時H33→H27】及び事業費の減となった。)								

## 2 評価指標及び項目別評価

### (1) 事業の進捗状況

(A) ・ B ・ C

事業の進捗状況			計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
	事業費割合		83.5 % [③/⑤]	100.2 % [③/①]
	(うち用地費)		( %) [④/⑥]	( %) [④/②]
	主要工種	防波堤(東) (2,087百万円)	77.8 %	93.3 %
毎割合	防波堤(西) (1,758百万円)	90.2 %	108.3 %	
(事業費)	( 百万円)	%	%	
説 明	平成22年度までに、防波堤(東)は計画延長200mの内122m、防波堤(西)は計画延長220mの内178mが完成しており、今後も着実に整備を進める予定である。			
問題点・解決見込み	事業を進めるに当たっての阻害要因はなく、順調に事業の進捗を図ることができる。 ○平成18年度公共事業再評価審議委員会附帯意見 尻屋岬港は、県内をはじめ、広く北海道、東北、関東にかけての経済圏域を有する、県内地方港湾の中では最大の物流拠点港と位置付けられている。 このため、本港のこうした特性を有効に発揮させるためにも、今後より一層のポートセールスに努め、利用者の増加を目指す必要がある。 また、本港は避難港としての位置付けも大きいことから、本港の運用に当たっては、その役割が十分に機能するよう関係機関と調整を図ることが望まれる。			
事業効果発現状況	防波堤整備により港内静穏度が向上している。 特に2号岸壁については、供用開始時の平成6年での利用率が14.8%だったのに対し、平成17年～平成21年の5カ年平均利用率が69.1%と大幅に増加している。			

## (2) 社会経済情勢の変化

(A)・B・C

社会的評価	全国・本県における評価	<b>【全国の評価】</b> 尻屋岬港の背後にはセメント工場や石灰石採掘企業が立地している。当港は、セメントや石灰石の供給基地として重要な役割を果たしており、荷役効率向上のための港湾整備が求められている。 また、台風や冬季荒天などの暴風時に小型船舶が避難停泊するための避難港として位置付けられている。	<b>【県内の評価】</b> 尻屋岬港は、県内地方港湾では最大の物流拠点となっていることから、県内海上輸送の拠点としての整備促進が求められている。
	当地区における評価	当該施設は、港内の静穏度を向上するための重要な防波堤であり、利用者及び地元市町村から整備を要望されている。	
必要性	平成6年に船舶の大型化や石炭等の輸入増加に対応すべく新たな5千トン級(水深-7.5m)岸壁を供用開始し効率的な取り扱いが可能となったところであるが、当5千トン級岸壁は、冬期の静穏度が不十分なことから利用に支障をきたしており、荷役効率の向上を図るため防波堤を整備するものである。 また、避難港としての役割である小型船舶の避泊水域の確保のためにも、防波堤を延伸する必要がある。		(a). b
適時性	港内静穏度の向上のための防波堤整備について、利用者から要望されている。		(a). b
地元の推進体制等	立地企業の安定操業は、地元への経済効果も大きいことから、港内静穏度の向上のための防波堤整備について、地元自治体からも要望されている。		(a). b
効率性			

## (3) 費用対効果分析の要因変化

(A)・B・C

区分	主な項目	再評価時	再々評価時	増減
費用項目 (C)	(1) 防波堤建設費	5,198 百万円	5,085 百万円	△ 113 百万円
	(2)	百万円	百万円	0 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総費用	5,198 百万円	5,085 百万円	△ 113 百万円
便益項目 (B)	(1) 輸送費用削減便益	4,274 百万円	3,901 百万円	△ 373 百万円
	(2) 海難回避便益	5,012 百万円	7,712 百万円	2,700 百万円
	(3) 残存価値	21 百万円	44 百万円	23 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総便益	9,307 百万円	11,657 百万円	2,350 百万円
B / C		1.79	2.29	
費用対効果分析 (B/C)	<b>【費用対効果分析手法】</b> (分析手法、根拠マニュアル等) 『港湾投資の評価に関する解説書2004』(平成16年10月)			(a). b
再評価時との比較	<b>【再評価時との比較における要因変化】</b> 建設費の減少と建設期間の短縮により、全体としてコストは下がり便益が上昇する結果となったことから、B/Cは増加している。			(a). b

## (4) コスト縮減・代替案の検討状況

(A)・B・C

コスト縮減	【コスト縮減の検討状況】 構造断面検討において比較設計を行い、工事費の安いケーソン式混成堤構造を採用している。	(a). b
代替案	【代替案の検討状況】 構造断面検討において、消波ブロック被覆ケーソン混成堤構造を比較検討したが、工事費が高くなるため、現計画を採用している。	(a). b

## (5) 評価に当たり特に考慮すべき点

(A)・B・C

住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】 港湾利用者からのヒアリングによる。	【住民ニーズ・意見】 港湾利用者から、滞船によるコスト増を防ぐため、防波堤の整備促進を要望されている。	(a). b
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】 (1)対応状況 ● 配慮している ○ 配慮していない (2)区分 ○ 農林地等の緑地や植生の改変 ○ 地形や地盤の改変 ○ 水系や水辺の変更 ● 海域環境の変更 ○ 敷地整備段階での重機の使用 ○ 土砂等の搬出・搬入 ○ 廃棄物処理等 ○ 道路(車歩道)、雨水排水路の設置 ○ 基礎や地下建造物の建設 ○ 低層建築物の建設 ○ 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮 ○ 高架構造物の建設 ● 海底・海中建造物の設置や建設 (3)特に配慮する対応内容 既設防波堤と同じ構造とし、海岸の自然景観を阻害しないよう配慮している。 海中工事を伴うことから、水質汚濁の防止に努めることとしている。		(a). b
地域の立地特性	半島振興対策実施地域(半島振興法) 振興山村地域(山村振興法) 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法)		

## 3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	● 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ○ 休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
評価理由	すべての評価がA評価である他、尻屋岬港の港内静穏度を確保し、荷役効率向上及び避泊水域を確保するため防波堤整備を行う必要があることから対応方針を「継続」とした。
備考	

## 4 公共事業再評価審議委員会意見

委員会意見	○ 対応方針(案)どおり ○ 対応方針(案)を修正すべき
委員会評価	○ 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ○ 休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案)を修正すべき」の場合に記載)